

友好都市那須町行政視察研修会 報告書

議会では、去る 7 月 16 日から 17 日の 2 日間、友好都市那須町を訪問し、次のとおり視察研修会及び交流会を実施しました。

○ 視察地及び目的等

7 月 16 日（水）

栃木県那須町議会

- ①「那須町手話言語条例」について
- ②「那須町議会 議会報告会」について
- ③ その他（意見交換等）

7 月 17 日（木）

（１）藤和那須リゾート㈱

「防災関係」について

（２）栃木県那須塩原市

「那須塩原市図書館 みるる」について

○ 視 察 者

土佐洋子議長、窪田美樹副議長、三浦大輝議員、星加代子議員、笹本貢史議員、中村和雄議員、石岡実成議員、山田由美議員、金崎ひさ議員、荒井直彦議員、笠原俊一議員、待寺真司議員、近藤昇一議員、伊東圭介議員
（随行 議会事務局 鹿島正次長、増田馨主任）



那須町・葉山町議員（那須町役場）

○ 議員所感

※ 那須町議会行政視察については全議員の所感を掲載し、藤和那須リゾートについては総務建設常任委員会所属議員、那須塩原市図書館みるるについては教育民生常任委員会所属議員の所感を掲載しております。

<窪田美樹副議長>

・「那須町手話言語条例」について

葉山町でも「手話言語条例」制定は重要と考えています。制定にあたり、条例があればよいでは何にもなりません。すでに条例制定されている那須町さんは、議会に陳情が提出され、行政側とも懇談の上結果、議案として行政側から「手話言語条例」が提案されたとのことでした。残念ながら制定後に特に予算化されているものや、新たな施策、子ども達が手話に触れる機会は特にはないとのことでした。

土佐議長、同僚議員と、逗子・葉山の聴覚障がいの方、手話通訳士や手話サークル、逗子市議、そして行政職員の方を交え「手話言語条例」制定に向け学習会を重ねています。制定に向け課題は多く、また、町民・大人だけでなく、学校関連を含め、子ども達が手話に触れる機会をつくること、手話が当たり前にあるまちづくりに向け動いていきたいと考えます。

・「那須町議会 議会報告会」について

議会報告会や市民の方々との意見交換の方法は、議会によって様々です。那須町議会さんは、各地区に議員を数名に分け（住んでいない地域に配置）、町政全般にわたり自由に意見交換を行っていました。また、団体さんからの申し込みも受け付けています。葉山町と大きく違う点では、議会報告会でいただいたご意見をまとめ、本会議で一般質問と同様に担当委員会委員長が代表質問を行うそうです。葉山町では、いただいたご意見は、まとめ報告のみであり、議員個人の対応となっています。ご意見によって議会対応も必要であり、やり方も検討しなければと思います。



那須町行政視察の様子（左側：葉山町議会 右側：那須町議会）

・「那須塩原市図書館 みるる」について

那須塩原市は人口約 11 万人の都市で、「那須塩原市図書館みるる」は、黒磯駅前、高校生の通学の動線上にあります

図書館のデザインは、「森」をモチーフにしたデザインになっています

図書館を中心にホール・ギャラリー・カフェなどの機能をもち、市民のための交流拠点となっていました

館内は二階建てで、広々とした美しい空間になっていて、地場産品を使ったカフェも入っています

予約制の学習室やグループ学習ブースも豊富にあり、予約のやり方を実際に見て、電子機器ではありますが一度教えていただければ、電子機器が苦手な方も難しい操作ではありませんでした。

学習ブースに、「全く会話をしてはいけない場所」があり、そこではパソコンキーボードのタッチ音ですら禁止でした。反対に、この図書館は騒ぐことはだめですが、会話を楽しみながら本などを選ぶことができるという、楽しみながら本と触れ合えたと感じました。子どもと選書するときとても気を使います試し読みにも気を使います。とても良い考え方と感じました。その中にある児童図書館ブースはまさに「森の隠れ家」のような造りになっていて、親子でワクワクできる空間造りでした。

館内のテーマごとのブース棚には「言葉の彫刻」が掲示しており、来館者の興味をさらに引き付ける仕組みづくりがされていました。年に一度大きく模様替え、文字替えをし、常に新しい出会いがあるのではと思いました。図書館で学芸員さんが配置されているのも、魅力を引き出す一つと思いました。

葉山町立図書館は、システムや設備の更新・改修を行っていますが、スペース、駐車場、ハード面でどうしても限界があります

今後の学校整備に図書館機能を持たせる案もあり、本を読むだけ、調べるだけの図書館にとどまらない、町の宝物となること強く望みました。

<三浦大輝議員>

・「那須町手話言語条例」について

(内容) 手話言語条例導入の先進地である那須町より、制定までの行政・議会の動き、また制定後の新たな施策について学びを得た。令和元年7月に、聴覚障害者協会から町へ条例制定に関する要望書が提出、その後聴覚障害者協会から町議会へ陳情書が提出された。令和2年度に、協会と協議を重ねながら原案を作成。のちに、条例案に対するパブコメの募集。令和3年3月、3月議会定例会にて議案上程・可決される。令和3年4月1日より施行。

制定後は、手話奉仕員養成講習会を実施。条例制定前の令和2年から協会へ委託し実施。参加者減のため令和5年は実施せず、隔年実施となる。令和7年については、厚労省のカリキュラム改訂に伴い令和6年から2年連続で実施。協会からは毎年実施の要望有。

(所感) 那須町では、「那須町手話言語条例」を制定し、手話を“言語”として明確に位置づけたうえで、聴覚障がい者の権利保障と意思疎通支援の推進に取り組んでいた。今回の視察を通じて、理念を形骸化させず、実効性をもって運用していく那須町の取り組みに深い感銘を受けた。那須町の取り組みは、単に障がい者福祉という枠を超えて、「言語の多様性を認め合い、誰もが理解し合える地域社会の実現」という、普遍的な理念を前提に据えた施策展開であると理解した。今後、わが町においても同様の条例制定を検討するにあたっては、条例そのものの整備に加え、「その理念を住民一人ひとりが自分ごととして受けとめられる環境

づくり」の重要性をあらためて認識させられた。今後、那須町の先進的な取り組みを参考にしつつ、当町においても当事者や支援者との対話を大切にしながら、共生社会の実現に向けた条例・制度整備を具体的に検討していきたい。地元の小中学校への手話教育が8校中3校の総合的な学習の時間で一部触れる機会がある程度であった点は、改善が可能だと感じた。当町での手話教育のあり方も併せて研究していきたい。

・「那須塩原市図書館 みるる」について

（内容）設計コンペを経て、令和2年9月開館。「森」をテーマに機能的な空間が広がっている。1階は開放的な空間で、カフェが併設。児童コーナーも設置され、絵本棚に囲まれ靴を脱いで寛げる空間が広がる。子どもトイレも併設。2階は放射状本棚による分類展示で、検索性を確保しつつ、散策感覚も楽しめる空間設計。会話禁止の「サイレントラーニングスペース」が設置され、静かに集中できる環境も整備されている。

開館後、旧施設と比べ入館者数は2.5倍に。現在では、年間約40万人が訪問する人気施設に成長した。地元住民に愛されるだけでなく、観光客にも注目されるスポットとして定着。グッドデザイン賞の受賞歴もあり、まちの象徴的建築として評価されている。

（所感）那須塩原市の新図書館「みるる」は、単なる図書貸出施設を超えて、「知」「交流」「憩い」を一体化した地域拠点としての役割を果たしており、その設計思想と空間構成、運営方針のすべてに、今後の図書館のあり方を問い直す大きな示唆を得た。特に印象深かったのは、「森の中の図書館」というテーマを体現するような、木をふんだんに使った内装と、静と動の空間を巧みに分けたゾーニング。1階はカフェの併設や子育て支援スペース、アート・雑誌の特集展示など、来館者が思い通りの目的で滞在できる“開かれた空間”として設計され、2階は静寂を保ちつつ集中して読書・学習できる場が整備されていた。また、駅前という立地条件を最大限に生かし、駅前広場との一体的整備によって、移動・滞在・交流が連続する公共空間を創出している点は、中心市街地の活性化や交流人口の創出という観点からも非常に参考になった。実際に、旧図書館時代と比べて入館

者数が倍増していることは、市民の期待と満足度の高さを物語っている。発想と設計、運営の工夫によって、「集う場」「学ぶ場」「出会う場」としての公共施設の可能性は大きく広がることを実感した。今後、当町で図書館や複合施設の再編・再整備を検討する際には、「みるる」のような柔らかさと機能性を併せ持つ公共空間づくりを参考に、市民にとって真に魅力的で開かれた施設づくりを目指していきたいと考えます。

<星加代子議員>

・「那須町手話言語条例」について

葉山町では、手話を一つの言語として認め、聴覚障害者が安心して暮らせるまちを目指すため、「手話言語条例」の制定を検討しています。那須町では令和3年に同条例を制定しており、本視察では、条例制定までの経緯や運用のポイントを学ぶことを目的としました。

【所感】条例制定には、関係者との信頼関係づくりと地道な啓発活動が不可欠であることを再確認しました。那須町では、商工会も積極的にろう者への配慮点を探し出し、改善に取り組む姿勢が見られました。平常時はもちろん、災害時においても音声以外で双方向のコミュニケーションが可能な体制を整えておくことが重要であると感じました。葉山町でも、条例の理念を具体化する行動計画の策定や、町民全体への理解促進の工夫が必要です。

・「藤和那須リゾート」について

民間事業者と自治体が災害時に相互協力する事例を学び、葉山町の防災体制強化の参考とするため、藤和那須リゾートを視察しました。那須町と同社は、令和元年に「災害時避難所等としての施設利用に関する協定書」を締結しています。大規模災害発生時には、同社が保有する施設や資機材を避難所や救援活動のために提供します。

発災時には宿泊者に限らず、地元住民や観光客も利用でき、ペット同伴可能な客室も避難所として提供されます。宿泊施設はコテージのほか、移動可能なトレーラーハウスも備えており、被災地支援にも活用できます。平時から施設を運用し、

使い方に慣れておくことが円滑な活用につながります。

【所感】民間リソースの活用は、自治体単独では補えない部分を補強する有効な手段です。葉山町でも、観光業や宿泊業、企業などとの協定を拡大し、平時からの連携訓練や情報共有を行うことで、有事の迅速かつ的確な対応が可能になると感じました。

・「那須塩原市図書館 みるる」について

図書館の新たな役割として、地域交流の拠点となる空間デザインや運営方法を学び、葉山町の公共施設活用の参考とすることを目的としました。「みるる」は、子どもから大人までが心地よく過ごせるよう、ゾーニングや家具配置を工夫しています。

【所感】「みるる」は、本を借りるだけでなく、多世代が交流できる「居場所」として機能している点が印象的でした。一人で静かに読書できるスペース、友人同士で会話できるラウンジ、カフェスペース、イベントホール、ワークショップルームなど多目的に利用できる施設です。利用者参加型イベントや地元作家の展示など、地域コミュニティと連携した運営も魅力的でした。葉山町においても、施設の有効活用と地域交流の場づくりを同時に進める必要性を感じました。

【総括】

今回の視察では、条例制定プロセス、官民連携による防災協力、公共施設の多機能活用という、いずれも葉山町の施策に直結するテーマを学ぶことができました。共通して重要なのは、「平時からの関係構築」と「利用者目線の発想」です。これらの学びを今後のまちづくりに反映していきたいと考えます。



藤和那須リゾート行政視察の様子（那須町高久）

＜笹本貢史議員＞

・「那須町手話言語条例」について

手話言語条例は、神奈川県レベルで制定がされている。ただ、その実際の運用はどのように行われているか、という点については不明な点があった。

今回、那須町手話言語条例が令和３年４月１日に施行されている。その際の広報として、「手話は言語です」という強調がされている。

当然といえば当然ではあるが、この視点が葉山町でも進めているインクルーシブな社会づくりに大いに参考になるものである、と感じた。

いわゆる「ろう者」、「難聴者」、「中途失聴者」と呼ばれる方々は、「外見では気づいてもらえない」、「音声による放送に気づかない」、「周囲の状況がわからない」、「(会話の内容などが)正しく伝わらないことがある」のである。

これだけでも、聴力の面で意思疎通がとれる私たちからすれば、想像を絶するほど不安な状況であろう、と容易に想像できる。

この状況を補完するのが手話である。

那須町手話言語条例を参照すると、目的として「全ての者が、相互に人格及び個性を尊重し、支え合いながら共生する地域社会を実現すること」にある。共生社会、インクルーシブな社会を進める目的が明確に記されている。

同条例基本理念は、「手話は、手指、身体の動き及び表情を使って視覚的に表現することにより、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者が物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合い、知識を蓄え文化を想像するために必要なものとして、大切に受け継いできた文化的所産であることに鑑み、手話に対する理解の促進及び手話の普及は、ろう者が手話による意思疎通を有することを理解し、互いの人格を尊重し合うものとしている。

令和６年に改正障害者差別解消法が施行されたこともあり、本条例は、葉山町が基本理念としているインクルーシブな社会であり続けるための、大きな勉強となった。

・「那須町議会 議会報告会」について

友好都市である那須町議会を視察したが、議会広報常任委員会委員としては、「那須町議会報告会」について学ぶところが多かった。

葉山町議会広報常任委員会においても、昨年（令和 6 年度）数年ぶりに町民との意見交換が再開されたが、今年（令和 7 年度）はより回数を多くしたり、夜間の時間に開催したりするなど、勤務を終えてから来られる人が増えるのではないかと、との試みをしている。

那須町と葉山町は町域の面積の関係もあるが、前者においては、各地区で持ち回りのようにその地域から選出された議員らが中心となり、闊達な意見交換がなされていることは、新たな発見と驚きであった。

後者においては町域の関係上、交通の便が特段に不便であるという地区が見当たらないためか、会場は 1 つで行うものであるのが当然である、という認識であったため、参考にもなった。

もっとも、町域の差があること、議員数に対して参加人数をならすとほぼ同じであることを考えると、葉山町においては現況のように会場は統一し、ただ時間を変えたりするなど、より多くの町民の方々のお声に耳を傾ける機会を増やすことに注力すべきである、と考える。

理想型としては、町民からの素朴な質問に議員が即答するか、持ち帰り後日回答する（那須町型）と考えるが、葉山町においては「言った、言わない」といったやり取りが生じる可能性があることから、那須町のような町民と議員の距離がより近く、顔が見える状況に進展することで、徐々に取り入れて行きたいものである、と考えた次第である。

<中村和雄議員>

・「那須町手話言語条例」について

令和元年 7 月、聴覚障害者協会から条例制定に関する要望書が町に、陳情書が町議会に提出された。これを受け、聴覚障害者協会との協議・パブリックコメントを経て、令和 3 年 3 月議会定例会で議案が上程・可決され、令和 3 年 4 月 1 日から施行された。

条例制定後、新たな施策は実施していないが、令和２年から聴覚障害者協会に委託して始めた「手話奉仕員養成講座」は、参加者減のため令和５年は実施しなかったが、令和６年から再開しており、令和７年の講座は毎週火曜日の夜間、年間４６回の開催予定となっている。

視察時の町担当者の説明からは、この問題に対する積極的な姿勢が感じられず、町民全般の取り組みとすることの難しさを感じた。町内８小中学校での取り組みも、一部小学校で総合学習の中で取り上げられているだけである。

私自身、３０～４０年ほど前に手話を習ったことがあるが、身近に聴覚障害者がいないと使う機会が無く、今ではすっかり忘れている。とはいえ、「手話に関する施策の推進に関する法律」が本年６月２５日に公布、施行されたことであり、本町のさらなるノーマライゼーションの推進のためにも、条例の制定は進めなければならない。那須町の担当者の説明を聞きながら、何よりも行政と議会がこの問題の重要性を理解して取り組むことが大事だ、と改めて強く感じた。

・「那須町議会 議会報告会」について

平成２４年４月の全員協議会において、議長の諮問に応じて議会改革に関する総合的な事項を協議、推進する任意の協議会として、議長を除く全議員から成る「那須町議会改革推進協議会」が設置された。この「協議会」の取り組みによって平成２５年２月に制定された「那須町議会基本条例」の第５条に議会報告会が規定された。議会報告会は「協議会」が主体となって運営している。

この数年は年５回前後の開催で、参加者は１回あたり１０人前後である。開催は、議会から地区への開催依頼の場合と、団体等からの申込みの場合があり、地区での開催は開催地区の自治会長への相談の中で進められている。本町においても、例えば字（あざ）毎に開催することの是非について検討が必要か。

議会報告会で出された意見を受けて、一般質問の最初に代表質問を行うとのことであった。代表質問を行った議員は一般質問ができないとのことだが、本町においても何らかの形で町民会議の結果を議会審議に反映させることを検討する必要があるかなと感じた。

・「藤和那須リゾート」について

豊かな自然林に覆われた広大な土地、高原特有の気候等の自然環境等々、本町とあまりにも違いすぎて何を参考にしたらいいか戸惑うばかりだ。本町で大災害が発生したときに、町民の受け入れ先として利用させていただけるような取組みを、那須町つながりで進めておいたらどうだろうか。

第百土地の土地をキャンプ場等として開発することも考えられなくはないが、人口減少と温暖化が進む中、キャンプや避暑に訪れたいくなる夏期に、空気冷涼な高原でない葉山にどれだけ人を呼び寄せられるか。温泉でも発掘できれば可能性も出て来ようが、いずれにしても大資本が関心を示してくれないことには実現は難しい。

<石岡実成議員>

・「那須町手話言語条例」について

那須町の「手話言語条例」は、手話を単なる「福祉的手段」としてではなく、ろう者の「言語」であり「文化」であるという理解に基づき、手話の普及・啓発に積極的に取り組む中、地元のろう者団体や、福祉関係者、町民の間で「手話をもっと認められる社会に」という声を受け、議会や町もこの動きを後押しして制定に至った流れがあります。

2020年4月に「那須町手話言語条例」を施行し、栃木県内では数少ない取り組みとして注目を集めましたようですが、色々と話を伺っている中では、それに特化した行政としての事業が殆ど無い事、また、条例そのものの知名度や理解が充分でない事が課題としてあると認識しました。

特に、教育委員会との連携が図られていなく、地域の児童生徒向けのプログラムが組まれていない事も、大きな課題であり、年間を通して1単元でもいいので、相互理解が形成出来るようなカリキュラムがあることが望ましいと感じました。

しかしながら、全国的にも、まだまだ条例化までは出来ない自治体が多い中、基本的な理念として「手話言語条例」を制定した、その心根の部分は、例え絵に描いた餅と言われようが、これから町が一体となって意識化するというスタンスとしては、それはそれで素晴らしい事だとも思います。

具体的に優れた点としては、手話を「言語」として正式に位置付けた事。手話を「ろう者の言語である」と明記し、音声言語と対等のものとして扱っていること。町の責務と町民の役割を明確化しているところだと思っています。

那須町の手話言語条例は、「手話＝言語」という視点に立ち、自治体が包括的に関与する点で非常に先進的だと言えますし、一方で、条例の理念を日常生活や教育、公共サービスの現場にまで深く浸透させるには、さらなる実践・人材育成・周知活動が必要だと思いました。

条例化＝それに伴う具体的な施策や事業は確かに必要です。しかし、理念が先行しない事には、結局、話は出ても前に進まない現実もあると思っています。中々難しい事だとは思いますが、町のスタンスを示すための基本理念をどのように表現、体現するべきか、今一度確認する作業を今後はして行くべきだと思いました。

・「那須町議会 議会報告会」について

那須町議会の「議会報告会」については、一言で、本当に色々と考え検討されながら、町民と真摯に向き合っていると感じました。

議会として、余計な先入観や過去の事例にとらわれず、積極果敢に町民と向き合う姿勢を葉山町議会でも行う必要があると強く感じました。

・「藤和那須リゾート」について

藤和那須リゾートは、那須町と災害時の施設利用協定を結んでいる施設で、約1,000万㎡ある広大な敷地面積を有し、多くの人を分散避難させる事が出来るとも環境的にも機能的にも優れた施設です。

何と云っても、その広大な面積にあって、点在する施設は自然林に囲まれ、建物と建物の距離が十分に離れているお陰で、感染症対策としての「密回避」にも効果的です。また、標高600～1,000m程度の高原地帯にあり、水害や津波の被害の可能性が極めて低いです。

更に、自家発電設備や独自の水源（井戸など）を備えている別荘も多く、インフラが一部自律的に機能している所も優れています。（一部エリアではプロパンガスやソーラーパネルを利用しており、停電時の生活継続が可能な世帯もありま

す。)

最初に視察させて頂いた施設では、ログハウス・貸別荘・管理棟・レストハウスなどが併設されており、初動の緊急避難場所としての即応性が高いのではないかと感じました。

また、移動が可能なトレーラーハウスも保有していて、よりフレキシブルな避難所として期待できる状況なのも魅力的でした。

圧倒的に土地不足で、近隣を見渡しても、同様の事業を展開しているようなケースは無い三浦半島エリアではありますが、葉山町に於いては、周りの状況に即してより有効な避難所協定先を探し契約を結んでいく必要があると思いますし、葉山町というよりは、三浦半島全体の中で、有効な土地利用を含め、協議検討していく必要があると感じました。

<山田由美議員>

・「那須町手話言語条例」について

令和元年に、隣接する那須塩原市の聴覚障害者協会から要望書が出されたことが始まりだったそうです。先進的な取り組みですが、条例を作るだけではなく、町内の聴覚障害者を把握して要望を伺う、小中学校で手話の基礎を学ぶ時間を作ってもらうなど、実際の活動に応用していくことが課題と感じました。「共生する地域社会」という理念には皆が賛同すると思いますが、日常の中で手話を使う場面がないと、習得する意欲が高まらないのではないのでしょうか。葉山町で条例を作るなら、まず学校との連携が必要だと感じます。覚えの早い小学生のうち、手話の基本を身につけてもらえたら、理想的ではないのでしょうか。

・「那須町議会 議会報告会」について

那須町は非常に広いため、各地区に議会が出張することが必要なのだと理解しました。また「テーマを決めない自由討議」を試みる予定ということで、葉山でも試してみたいと感じました。

「委員会の代表質問」という仕組みについても伺いました。事前の調整が大変になりそうですが、非常に面白い制度です。報告会で町民から寄せられた課題を

持ち帰り、委員会で検討して議会だよりに載せたり、代表質問につなげたりするというのも、町民の皆様にとっては「政治参加」の張り合いになることだと思います。議会だよりに載せるため、町内施設や団体に取材に行くというのも、真似したいところです。

・「那須塩原市図書館 みるる」について

旧図書館から移転した、建設費 25 億円という真新しい図書館です。館内で常時 20 ヶ所以上、特別展を行っているという説明に、まず驚きました。入口には郷土資料が展示され、地元を愛してほしいという市の姿勢が伝わってきます。館内ギャラリーではちょうど中学生のイラスト展示がなされていましたが、出品希望の多い人気のコーナーになっているそうです。管理を担当する学芸員がいるということも、うらやましく感じます。

また、館内のオープンスペースでの音楽コンサートというのも驚きでした。図書館では音を立てないのが普通ですが、コンサートへの理解が進み、苦情は少ないそうです。カフェコーナーもあるので、一日いられる憩いの場所になっていると思います。駅前という立地、高校生の通学路にあたる点、非常に恵まれています。平日は夜 9 時まで開館しているというので、学生も勤め人もゆったり利用できると思います。

駅のない葉山では真似できない部分も多いですが、将来の図書館を考える上で、貴重な参考になりました。なお、SF コーナーには「三体」「星を継ぐもの」という王道ラインのほか、ややマニアックながら良作の「藤子・F・不二雄短編集」「宝石の国」などが展示されていたので、センスのある選書だと思い、嬉しくなりました。本を愛する司書が、何よりの財産だと思います。

<金崎ひさ議員>

葉山町と下田市・那須町とは御用邸のある町として友好都市協定を締結しています。2025 年 7 月 16 日～17 日、友好都市・栃木県那須町で視察研修を行いました。視察内容は「手話言語条例の制定」「議会報告会」「藤和那須リゾートとの防災関係」です。

・「那須町手話言語条例」について

令和３年に制定され、４月１日から施行されています。制定の経緯は、聴覚障害者協会から町へ要望書が提出され、協会との協議を重ね原案を策定し、制定に至ったとのことでした。その内容は、手話は言語であるという認識のもと、災害発生時の対応や町立小学校における手話の啓発及び環境整備などが明記されています。

その制定に基づく新たな施策は特に展開されていませんが、制定以前から継続して手話奉仕員養成講習会の実施などを行っているとのことでした。学校教育では、総合的な学習での実施を考えているとのことでした。

葉山町議会でも議会改革として、この条例制定が俎上に上がっていますが、制定後の施策の展開を視野に入れて、取り組まなければならないと感じました。実のある条例制定を目指す良いきっかけとなりました。

・「那須町議会 議会報告会」について

葉山町でもすでに行われていますが、どうすれば多くの町民の方に参加していただけるような会になるのかという観点から研修に参加しました。

まず、開催に当たっては、各地域に出向き、その地域の町内会等に協力をいただき、会場設定などを行っているとのことでした。そして、いただいた意見等は、各委員会で話し合い、全委員の賛成を得た上で、委員長が代表質問として本会議で町長に伝えるシステムを構築しています。また、議会報告会の中では、報告だけでなく、町民と議員が自由に意見交換をするとのことでした。

今後の葉山町議会でも、町民と議員との自由闊達な意見交換の場となるよう、そして、取り入れた町民の意見・要望等を実現させるための方法を模索する参考にしたいと思っています。

いずれの項目も友好都市として把握しておかなければならない研修であり、那須町議会議長には滞在中、何かとご配慮いただきましたことを心から御礼申し上げます。お世話になりました。おかげ様で、ますます友好の絆が深まった那須町訪問となりました。

- ・「藤和那須リゾート」について

○藤和那須リゾートとの防災関係について

藤和那須リゾートは那須町で広大な土地に「那須ハイランドパーク」や「TOWA ピュアコテージ」を運営しています。特にペットと楽しめるリゾートとして人気があります。那須町と「災害時避難所等としての施設利用に関する協定書」を結んでいますので、その施設を見学し、災害時の対応について研修を受けました。

施設内にはペットと一緒に泊まれるコテージも完備されており、普段はペット連れの宿泊客の宿泊場所としての営業を行っていますが、有事の際は、ペットを連れての指定避難所として開放する協定内容です。

そして、トレーラーハウスの客室もあり、やはり、有事の際は、どこにでも牽引して役立てる準備があるとのことでした。このトレーラーハウスは年度内に増やす予定とのことでした。

地震等の自然災害の際に避難所暮らしを余儀なくされた時に、このような備えがあると、困難な状況が少しでも緩和され、町民に感謝されることと思います。広大な土地にレジャー施設を備えている那須町だからこそできることと思いますが、この研修をヒントに葉山町でできることはないものと模索してみたいと思います。

<荒井直彦議員>

- ・「那須町手話言語条例」について

- ＊令和３年４月１日から施行された条例

- ＊経緯は令和元年７月に聴覚障害者から町への条例制定に関する要望書と同時に町議会に陳情書も提出

- ＊こどもたち（小中学校）が手話に触れる機会はあるのかとの質問には残念ながら、いい返事を頂くことがなかった。（資料の回答を見る限り）

- ＊那須町の所管の担当者も人事異動で配属になったばかりで、当時の担当者の思いの深くは語れないと言われていた。

- ＊葉山の場合は私の知る限り、長柄小では、毎週課外活動で希望者に教えてい

る。と認識している。

＊今後、手話言語条例を施行する場合は、ろうあ協会との連携はもちろんの事、教育委員会との連携、該当学年から、もしくは、該当の年齢層をある程度することと町民向けには、那須町が開催している講座の２種類（入門講座・基礎編）を年間 46 回は無理としても、月 1 回程度の年間計画を設定して行くのが望ましいと思います。

・「那須町議会 議会報告会」について

＊那須町の独特の年間スケジュールで開催されて、そこで要望された町民からの声を調整後、予算要望に繋げている。

＊一般質問も葉山とは違い 1 ヶ月前に行政側に通知している。

葉山の場合は議会広報常任委員会が中心で、町民からの声を聴き、各議員がその声を各自で一般質問や行政に働きかけをしているので、那須町の報告会とは別物であると思いました。

・「藤和那須リゾート」について

民間企業の施設として見学させて頂き、資料を見る限り、ここの広大な土地の開発は、まだまだこれからであり、葉山では、真似も出来ないし、うらやましいと思います。

追伸：元徳島内藤市長が親会社の社長に就任されていたことは、驚きでした。

＜笠原俊一議員＞

7 月 16 日・17 日、葉山町議員全員で 2 回目となる友好都市那須町訪問した。令和 5 年当選の議員は初めてとなる那須町議員との交流を含めた視察研修が行われ、那須町での手話言語条例・議会報告会の対応状況について調査させていただきました。

那須町議会は 13 人で構成され、当日は多くの議員からの歓待を受け、自己紹介の後に研修会となりました。

- ・「那須町手話言語条例」について

那須町手話言語条例は令和3年4月1日に施行され、「手話は言語です」の資料も作成し、聴覚障害者協会要請の講演等への手話通訳者派遣や手話奉仕員養成講習にも力を入れているとのことでした。

障害者就労施設などの話題は出ませんでした。以前視察した聴覚障害者に対する取り組みの進んだ町、北海道新得町の障害者施設や就労環境など思い描きつつ研修しました。

- ・「那須町議会 議会報告会」について

那須町の議会報告会は葉山と比較にならない広い行政区域のためなのか、地区ごとに報告会（町民との意見交換会）を開催し、正副議長以外の議員は2回の出席を義務としている。また、議会報告会の中で提案された意見をまとめ政策提言として扱うことや12月定例会の一般質問の初めに代表質問として取り上げているとのことでした。

- ・「藤和那須リゾート」について

翌17日、時折降り出す雨の中、那須別荘地域の視察を行いました。那須町は藤和那須リゾート株式会社と災害時避難所等としての施設利用についての協定書締結を令和元年12月26日締結しました。

森に囲まれた広大な敷地には斬新に改良されたコンテナの賃貸別荘や販売のための別荘が並ぶ地域。小家族や大人数での宿泊可能な高級感ある別荘や貸別荘の地域。

別荘地の管理運営の中には、別荘所有者は年間の多くは未利用であり、不使用時の管理や第三者への利用仲介なども行っている。また、別荘族の快適環境整備とペット好きの利用者にはペットのお風呂付別荘もある。

別荘地域内の物流にドローン利用の事業展開実証や木材チップによる電力供給・遊園地・アスレチック・レストラン・ファミリー牧場など多角的に取り扱う企業とこれらの施設は那須町行政にどの様に貢献していくのか楽しみです。

＜待寺真司議員＞

・「那須町手話言語条例」について

那須町では令和元年7月に聴覚障害者協会から町に対して条例制定に関する要望書が、議会に対して陳情書が提出され条例制定に向けて動きだしました。令和2年度には当事者と協議を重ねながら原案作成を進めていきました。条例制定の過程において当事者と協議をしっかりと行うことは、最も大切なプロセスであり、これから動き始める当町での条例制定においても、必須の大切な協議の場を十分に設けることが肝要です。

制定後の新たな施策の展開は特になかったことでしたが、聴覚障害者協会から毎年要望があがる「手話奉仕員養成講座」に関しては、参加者減少のため中断していましたが、令和6年度から隔年実施で再開しました。令和7年度は厚生労働省のカリキュラム改訂があったため2年連続での実施となっています。年間を通して全46回（入門編23回・基礎編23回）の内の7割（33回）以上受講された方に終了証が交付されます。その中で年6回開催される理論講義は4回以上の出席が必要となります。

その他の取り組みとしては、「いいね 手話の花が咲く」と題した4ページ仕立てのパンフレットを作成し配布しております。また、条例第3条の第4項に規定されている、那須町町立小中学校（6小学校・2中学校）における啓発事業や環境整備に関しては、取り組みがまだ進んでいないのが現状ですが、総合的な学習の時間で例年手話について触れている学校もあり、そこから他校へと広がりを持てるかが課題です。当町でも条例策定にあたり、幼少期から手話の学習機会をしっかりと設けることは大切で、覚えて実践できる力を備えている児童・生徒への浸透を図る施策はとても重要だと考えます。行政主導か議会主導での条例案制定になるのかは未定ですが、いずれにしても当初から教育委員会には協議会に加わっていただき、直接当事者との意見を交換しつつ、制定後には速やかに総合的な学習により、手話と触れる機会を増やして、手話を学び親しめる環境整備に取り組んでいただけるよう、事前協議がやはり大切だと感じた視察となりました。

・「那須町議会 議会報告会」について

積極的に議会報告会を開催されている那須町での取り組みについて、議会改革推進協議会会長の関幸夫議員から説明を受けたのちに質疑応答を行いました。特筆すべきことは、議会報告会開催決定までのプロセスにおいて、なかなか他の自治体議会でも見受けられない議会改革推進協議会の理事会において、開催日時や開催地区、会場等を検討することです。

「那須町議会改革推進協議会」は議会改革に関する総合的な事項を協議、推進するための任意の協議会として平成 24 年に設置され、現在も、町への予算要望や委員会代表質問及び政策提言など、議会活動の主要で大切な作業のスケジュールを、年度初めの 4 月に理事会で協議し、同月内に協議会で確認を行い、それぞれの事業が各委員会で検討され実施されます。当町議会をはじめ多くの自治体議会ではその役割は、正式に位置づけられている議会運営委員会において協議されますが、那須町では任意で設置されている協議会から始まることです。議事録の作成・管理や議会事務局のかかわり方など質問いたしましたが、平成 24 年から続いている協議会で、恐らく時の議長の考えなどにより協議会の性質も変化しつつ現在に至っていると思われますが、那須町議会独自の取り組みが根付いていると感じました。

協議会の会長は時の副議長が務め、副会長に議会運営委員会委員長、理事会は正副会長及び議会運営委員会委員で構成されており、委員は議長を除く全員で構成されています。議会運営委員会の所掌事務との線引きが難しいのではと、もしも当町で今後導入しようとする際には高い壁になると考えます。また先述しましたが、委員会代表質問という制度があり、議会報告会でいただいた意見を基に、委員会で協議して委員長が代表質問するとのこと。その際には委員長は一般質問はしないとの取り決めで、この取り組みもまた高い壁が立ちはだかるものと考えます。こうした那須町議会の議会改革に対する不断の活動に心から敬意を表するとともに、これからも友好都市議会同志改革への取組みを加速し、情報交換により切磋琢磨しつつ、町民の福祉の向上、安全安心のまちづくりに取り組んでいくためにも、さらに交流を深めていければと強く感じる事となった視察となりました。

・「那須塩原市図書館 みるる」について

那須塩原市図書館「みるる」は、ＪＲ黒磯駅徒歩１分に立地している、とても利便性の良い新設の図書館です。図書館の入口はＪＲ黒磯駅からアクセスする北口と、図書館駐車場からアクセスできる南口の２か所があり、さらに利便性を高めた建築物となっています。視察の際には南口より入館いたしました。入館してまず驚いたのは１階の天井が高く、とてもゆとりある構造になっていることでした。その高い天井にまで届く書架の作りにはさらに驚かされました。手の届く高さには本がぎっしりと並んでいますが、その上は本が空の状態で不思議な感じですが、インテリアデザインとしては素敵な空間を演出していると感じました。ちなみに設計のコンセプトは森をイメージしており、「みるるアベニュー」と命名されているように、森の中の小道をぐるぐると歩き回っているようでした。

南口入口のエントランスには、通常奥に配置されがちな郷土資料等が配置されており、郷土の歴史や文化を大切にする心意気を感じました。その書架には合併前の黒磯町公民館と記された「巡回文庫」と銘打った木箱が配架されていて、当時は青空図書館など移動図書館が行われていた証左であり、とても興味深いものでした。その右手にはアートによる町おこしを推進するためのコーナーが設置されており、設計段階からアート作品を展示できる場所「みるるギャラリー」を盛り込んでいたとのことでした。学芸員が管理・運営を担っており、展示する作品は１年間のスケジュールが決まっているとのことでした。視察した際には「黒磯北中学校」の生徒のデザイン画が展示されていました。図書館とアートの融合はとても素敵な参考となる取り組みでした。

最も驚きの場所は、アート展示コーナーの先かららせん状の階段を上ったところにあります。通常図書館では「お静かに」が大原則ですが、音楽のコンサートなどができるスペースがあり、大型モニターも設置されていてセミナーなどの利用もあるとのことでした。通常考えでは図書館内にこうしたスペースを設置するならば防音壁に囲まれた部屋を作るのですが、全く逆の発想で、このすぐ先に「サイレントラーニングスペース」が設置されており、静かに学習や読書をする方の予約方式による席数 59 の部屋が設置されており、ここではパソコンの使用も禁

止されているとのこと。昨年の申し込み実績は1万3千件です。視察時もパソコンを使って学習をされている来館者は、みなさんイヤホンを使用しており、音が発出されても大丈夫なのだと時代の進化に適合させたこれからの図書館のあり方を学びました。

まだまだ特筆すべきことがあります、1階の本が配架されていない高い場所には、それぞれのコーナーの作品のほんの一部を切り取った文字のオブジェが展示されています。1年に1回ある9月の1週間休館の際に入れ替えているとのこと、文字のフォントや色を入れ替えたりして、足場を組むための工賃など含めて約1,300万円の費用をかけ毎年リニューアルして来館者を楽しませています。その他にも「特集コーナー」や「新聞コーナー」や「大活字本のコーナー」、また「まなびのもり」や「えほんのもり」などのスペースがあり、小さなお子様が楽しく読書できるよう、こどもトイレの設置や授乳室もあり、市民の皆様が本に親しむ仕掛けが随所にちりばめられていました。「まなびのもり」の職員手作りの飾り付けもとても可愛くて素敵な取り組みです。

土日の平均来館者数は1,500人程度とのこと、土日・祝日の開館時間は午前10時から午後6時まで。平日の開館時間は午前10時から午後9時までとなっており、月曜日が休館日です。指定管理による運営で、スタッフは18人の2交代制で回っていて、館内での飲食の要望が高かったため、カフェスペースもあり美味しいジェラートや飲み物をいただきながら、ゆっくりとした時間を過ごすことができ、最近の猛暑を避けるための「クーリングシェルター」の役割も担うことができる、とても素晴らしく参考となる図書館でした。



那須塩原市図書館みるる見学の様子（那須塩原市本町）

<近藤昇一議員>

- ・那須町の手話言語条例を学ぶ

葉山町議会でも度々議会で議論されている「手話言語条例」を、友好都市である栃木県那須町で 2021 年 4 月にすでに施行されているということで、那須町の手話言語条例を学ぶことができました。

「手話言語条例」とは、手話を「言語」として正式に認めたうえで、その普及・理解促進・使用の権利保障などを目的に、地方自治体が制定する条例です。

葉山町でも早急な条例制定が求められますが、条例を制定すれば良いとは考えません。いかに条例を基に「手話」を言語として普及させるのかが問われると思います。

条例制定後にどのような施策を展開してゆくのか。住民への認知をどのように図ってゆくのか。要約筆記などの他の手段も明記すべきではないのか。条例の定期的な評価。条例上に財政措置も含ませる。などの留意点が必要と考えました。

また、条例制定にあたっては当事者や関係者との協議は当然のこととして考えなければならないと思います。

「条例をただ作るだけでなく、実際に住民に届くか」「当事者と共に進めるか」「生活現場に落とし込めているか」が重視されています。那須町でも、理念を活動につなげる施策を設計することで、条例の効果と定着を高めることが可能です。

- ・「藤和那須リゾート」を視察して

当該施設は、ペット共生で利用できる貸別荘であり、災害時には指定避難場所としての機能を備えている。

ペット同伴可能なコテージも見学させていただきました。800 万㎡という広大な土地に展開されている事業に、個々の細部については参考になりますが、事業全体では葉山町にふさわしいものか疑問が残りました。

<伊東圭介議員>

- ・「那須町手話言語条例」について

条例制定の経緯については、令和元年 7 月に聴覚障害者協会から町執行部に条

例制定に関する要望書が提出され、同じく町議会に対しても陳情書が提出されました。それを受けて令和２年度に聴覚障害者協会と協議を重ねながら条例（案）を作成し、パブリックコメントを実施した。令和３年３月議会定例会に条例（案）を議案上程して本会議にて可決。４月１日より条例施行したとのことです。

手話奉仕員養成講習会を条例制定前の令和２年度から聴覚障害者協会に委託して実施しているとのことです。令和７年度は、厚生労働省のカリキュラム改訂に伴い入門編と基礎編併せて年間４６回実施しています。小中学校での取り組みについては、一部の小学校での実施にとどまり、中学校では実施していないようです。

今年１１月に日本で初めての開催となる東京２０２５デフリンピックが行われます。第１回の開催から１００年目の記念大会でもあります。７０～８０か国、約６,０００人が参加して２１競技が実施されます。葉山町在住の選手２名も日本代表として出場予定です。これを契機に葉山町でも手話言語条例の制定に向け、具体的な動きをするべきであると考えます。

- ・「那須町議会 議会報告会」について

平成２５年２月に制定した議会基本条例第５条に基づき実施しています。議会報告会は、副議長を会長とする那須町議会改革推進協議会（全議員）が主体となり実施しています。

各地域などでの開催と各種団体との意見交換会の２つの方法での開催をしている様子でした。興味深かったのは、意見交換会における意見の政策提言への反映です。議会報告会での意見をまとめて町長に提言書として提出するとのことです。もう一つは、議会報告会での意見を常任委員会委員長が委員会代表質問として本会議で行うことです。参考になる取り組みだと思いますので葉山町議会でも改革項目に挙げて検討したいと考えます。

- ・「那須塩原市図書館 みるる」について

- ・那須塩原市図書館「みるる」～森の中を散歩しているような図書空間～

栃木県那須塩原市にある「那須塩原市図書館 みるる」は、ＪＲ黒磯駅に隣接

し、図書館機能だけでなく、カフェや展示スペース、テラスなども備えた、まちの交流拠点です。

那須塩原市の地域アイデンティティでもある「森」を取り入れ、「本棚」が印象的な空間でした。

ご案内いただきました図書館長さんからは、設計デザインを担当した建築家である伊藤麻理さんのコンセプトとして「那須塩原市図書館 みるる」では、館内に点在する言葉（アフォリズム）や展示物、活動や人々によって起こる多様なうつろいを緩やかな境界に表出させ、その機微の重なりの中をまるで森の中のように自由に歩き回ること、共感覚を生み出し、新しい気づきや学びにつながることを意図しています。

木立の樹冠の下端を模したリーフラインが、その高低差で緩やかに多様な適所を生み出し、放射状の本棚が木立の間から見通すように活動が重なり合う風景をつくり出しています。

様々な目的を有する利用者たちを緩やかに包み込む“森”のようなひとつながりの空間を目指しました。

公共図書館は、単に人が集まるサードプレイスとして第三世代を終え、そこで生まれる市民の豊かな学びや交流が広域の人々へと連鎖し、社会関係資本として循環し、まち全体の発展に寄与することが求められています。那須塩原市図書館での個々人の気づきや学びは、そのひとつひとつが“言葉の森”で生まれた活力の資源となってまちに還元され、次第にまちに波及し大きな変化を起こし、新たな気づきが持続する——そのような公共図書館を形にしました。との説明がありました。

単に本が並ぶだけでなく、カフェスペースがあったり、建築にもこだわりと工夫と魅力がたくさん詰まった「みるる」は、大変素晴らしい施設でした。

以上、ご報告いたします。

令和7年10月8日

葉山町議会